

令和7年12月24日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮詢第200号の概要

(医療施設調査の変更)

1 医療活動の実態に関する主な統計調査

基幹統計調査

医療施設の現状

医療施設調査（令和7年12月訪問）

《動態調査・毎月》

- ◆ 地方公共団体に対して、病院・診療所の開設・廃止や病床数、診療科目などの変更の状況を調査

《静態調査・3年周期》

【次回：令和8年】

- ◆ 病院・診療所に対して、職種別従事者数や検査・手術の実施状況などを調査

患者の傷病等の現状

患者調査

（3年周期）

【次回：令和8年】

- ◆ 病院・診療所に対して、患者の入院・外来の別、受療の状況、診療費等支払方法、手術の有無、退院後の行き先等について調査
- ◆ 令和8年調査については、変更内容が、法律の改正に連動する調査事項の選択肢の変更等に限られることから、訪問に付さない「軽微な事項」として対応

一般統計調査

病院報告 (毎月)

- ◆ 病院・療養病床を有する診療所に対して、新入院患者数、退院患者数、月末在院患者数、外来患者延数等を調査

受療行動調査 (3年周期)

- ◆ 患者本人（入院・外来）に対して、当該病院を選んだ理由、病院における対応状況（外来の待ち時間、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、生活習慣上の助言や指導、外来の受診頻度等）について調査

2 医療施設調査の概要 (現行計画)

	動態調査	静態調査												
調査目的	医療施設について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ること													
調査対象 ・ 報告者数	<p>＜全数調査＞</p> <table> <tr> <td>①都道府県</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>②保健所設置市</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>③特別区</td> <td>23</td> </tr> </table>	①都道府県	47	②保健所設置市	87	③特別区	23	<p>＜全数調査＞</p> <table> <tr> <td>①病院</td> <td>約 8,200施設</td> </tr> <tr> <td>②一般診療所</td> <td>約110,000施設</td> </tr> <tr> <td>③歯科診療所</td> <td>約 68,000施設</td> </tr> </table> <p>※母集団情報については、「医療施設基本ファイル」（前回の静態調査の調査結果名簿を基に、動態調査により把握した医療施設の開設・廃止等の状況を反映させた医療施設に係る名簿）を用いる。</p>	①病院	約 8,200施設	②一般診療所	約110,000施設	③歯科診療所	約 68,000施設
①都道府県	47													
②保健所設置市	87													
③特別区	23													
①病院	約 8,200施設													
②一般診療所	約110,000施設													
③歯科診療所	約 68,000施設													
調査周期	毎月	3年（前回：令和5年）												
調査方法	オンライン	保健所経由の郵送又はオンライン												
調査事項	<p>《新規開設の場合》 名称、開設年月日、所在地、開設者、診療科目、許可病床数、従事者数 等</p> <p>《変更の場合》 名称、変更年月日、診療科目、許可病床数 等</p>	所在地、開設者、設備、職種別従事者の数及びその勤務状況、許可病床数、検査・手術の実施状況 等												

3 調査結果の主な利活用状況

1 各種行政施策等における利用

- ◆ 社会保障審議会（医療部会、医療保険部会）の基礎資料
- ◆ 診療報酬改定検討の際の基礎資料
- ◆ 最近の医療費の動向（MEDIAS）の作成
- ◆ 医療分野の情報化の推進に関する資料

2 他の統計調査の母集団情報として活用

医療施設調査で得られた情報は、「医療施設基本ファイル」として整備し、患者調査（基幹統計調査）や、受療行動調査（一般統計調査）等の母集団情報として活用

3 OECDへの報告

施設数、病床数、従事者数等をOECD（Health Data）に報告

4 主な変更内容

〔1〕「医療機関コード」を調査事項に追加

- ◆ 「医療機関コード」（7桁）とは、保険診療を行おうとする医療機関が保険医療機関の指定の申請を行った際、厚生労働省（地方厚生局）から付与される医療機関ごとの固有番号
- ◆ 本調査の調査事項として、新たに医療機関コードの情報を加えることで、本調査で得られた情報と、他の医療関連データと紐付けることが可能になり、より詳細な統計分析が可能となる
- ◆ 次回調査（令和11年を想定）の実施時においては、令和8年調査で把握した医療機関コードを調査票にプレプリントすることにより、基本的に報告者負担が生じないよう対応する予定



＜将来的に想定される課題＞

- 「医療機能情報提供制度」^(注)など厚生労働省が有する他の医療関連データの活用が可能になることにより、将来的には、本調査と重複している事項について、調査事項の整理・簡素化などにより、医療機関の報告負担の軽減が図れる可能性

(注) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、医療機関から都道府県に報告を義務付ける制度であり、令和6年度から厚生労働省が情報を管理

※対象となる調査票：病院票、一般診療所票、歯科診療所票

4 主な変更内容

〔2〕「医療機関の開設者」に係る選択項目の追加

- ◆ 従前、一般社団法人や一般財団法人が開設者である場合、「その他の法人」として回答
- ◆ 近年、一般社団法人や一般財団法人による開設事例が増加していることを踏まえ、実態を把握するため、選択肢を独立

調査票の変更イメージ

変更案	現行
<p>(4) 開設者</p> <ul style="list-style-type: none">01～27のあてはまるものひとつに○* 印の開設者のうち、医育機関は28にも○ <p>(略)</p> <p>15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 *22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 一般社団法人・一般財団法人 26 その他の法人 27 個人 28 うち、医育機関</p>	<p>(4) 開設者</p> <p>01～26のあてはまるものひとつに○</p> <p>* の開設者のうち、医育機関は27にも○</p> <p>(略)</p> <p>15 国民健康保険団体連合会 16 健康保険組合及びその連合会 17 共済組合及びその連合会 18 国民健康保険組合 19 公益法人 20 医療法人 21 私立学校法人 *22 社会福祉法人 23 医療生協 24 会社 25 その他の法人 26 個人 27 医育機関（再掲）</p>

※対象となる調査票：病院票、一般診療所票、歯科診療所票、動態調査票

（動態調査票（オンライン調査で実施）については、プルダウンの選択項目において、同様の修正を行う。）

4 主な変更内容

〔3〕「医療情報の電子化」に係る設問の追加・削除

- ◆ 医療機関における電子化の進捗状況を把握するため、平成26年調査から、当時の標準規格である「SS-MIX標準化ストレージ」（他の医療機関とのリアルタイムのオンライン共有なし）の実装状況を把握
- ◆ 令和5年6月2日、政府の医療DX推進本部が決定した「医療DXの推進に関する工程表」において、新たな標準規格である「HL7-FHIR」（医療機関相互でリアルタイムで情報のオンライン共有が可能）を用いた「電子カルテ情報共有サービス」の導入が推進されている



- ▶ 「SS-MIXの実装状況」に係る設問を削除し、政府方針により、これから主流になることが想定される新たな標準規格による「電子カルテ情報共有サービス」の導入状況を把握する設問に変更

調査票の変更イメージ

追加する設問	削除する設問
<p>(24) 電子カルテ情報共有サービスの導入状況 いずれかひとつに○</p> <p>1 導入している 2 今後導入する予定がある 3 導入する予定なし</p> <p>→ 導入予定期</p> <p>1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降</p>	<p>(23) 医療情報の電子化の状況 (略)</p> <p>SS-MIX標準化ストレージ いずれかひとつに○</p> <p>1 実装している 2 実装していない</p>

※対象となる調査票：病院票、一般診療所票、歯科診療所票

(歯科診療所票については、これまで調査事項を設けていなかったので、追加のみ)

4 主な変更内容

〔4〕診療科目の調査項目のうち、「9月中休診」及び「特定の曜日のみ」を削除

- ◆ 平成20年調査から、施設の診療の状況を明らかにすることを目的として、科目別医師数（常勤換算）^(注)と併せて、「9月中休診していた科目」及び「特定の曜日のみ開設している科目」を把握
(注) 科目別医師数の設問は、他の統計から把握可能であるため、報告者負担を考慮して、令和2年調査から削除
- ◆ 経年に動きが小さいことや、医療機能情報提供制度に基づき、令和6年度から運用開始された「医療情報ネット」により、傾向の把握が可能になったことなどの状況の変化により、本調査において把握する必要性が低下したことから、調査事項を削除

調査票の変更イメージ

変更案		現行																																											
<p>(8) 診療科目</p> <ul style="list-style-type: none">・ 標ぼうしている科目すべてに○		<p>(8) 診療科目</p> <p>あてはまるものすべてに○</p> <table border="1"><tr><td>標ぼう</td><td>休診中</td><td>9月</td><td>特定の曜日</td></tr></table> <p>標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に○をつけてください。</p>				標ぼう	休診中	9月	特定の曜日																																				
標ぼう	休診中	9月	特定の曜日																																										
<table border="1"><tr><td>I</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td></td><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>III</td><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td></td><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table>		I	01	内科		02	呼吸器内科	(略)			III	42	小児歯科		43	歯科口腔外科	<table border="1"><tr><td>I</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td><td>内科</td></tr><tr><td></td><td>02</td><td>02</td><td>02</td><td>呼吸器内科</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>III</td><td>42</td><td>42</td><td>42</td><td>小児歯科</td></tr><tr><td></td><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>歯科口腔外科</td></tr></table>				I	01	01	01	内科		02	02	02	呼吸器内科	(略)					III	42	42	42	小児歯科		43	43	43	歯科口腔外科
I	01	内科																																											
	02	呼吸器内科																																											
(略)																																													
III	42	小児歯科																																											
	43	歯科口腔外科																																											
I	01	01	01	内科																																									
	02	02	02	呼吸器内科																																									
(略)																																													
III	42	42	42	小児歯科																																									
	43	43	43	歯科口腔外科																																									

※対象となる調査票：病院票

(注) 前記〔1〕～〔4〕の変更のほか、調査票情報の保存責任者の役職名の変更、調査票の年次記載の修正、調査事項の変更に伴う集計事項の修正等も計画されている。